

介護老人保健施設 清風苑 入所利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と介護老人保健施設 清風苑（以下「当施設」という。）が施設における居室及び、共有施設等を使用し、生活するとともに、施設から提供される介護老人保健施設サービスを受け、利用者及び利用者の身元引受人がそれに対する利用料を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、当施設に入所した日から効力を有します。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書 1、2 及び 3 の改定が行われな限り、本契約締結をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。
- 3 前項にかかわらず、介護保険法令改正に伴い、重要事項説明書 1、2 及び 3 の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書を配布する事で契約者の同意を得るものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上、当施設に対して負担する一切の債務を極度額 150 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取って頂くことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は、反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があった時は、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料の未払い、

これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びに、これらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び利用者の身元引受人に対し、次に掲げる場合は、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において、自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される、入所継続判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者に対し、介護保健施設サービス提供の必要性がなくなった場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が死亡した場合
- ⑥ 利用者及び利用者の身元引受人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず、30日間以上支払われない場合
- ⑦ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月毎の合計額及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日頃までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び利用者の身元引受人は当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。尚、支払い方法は現金支払いにて願います。
- 3 当施設は、利用者及び利用者の身元引受人から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び利用者の身元引受人に対し、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録についても、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。

但し、利用者以外の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむをえない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行為を制限する行為を行うことがあります。この場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待防止のための措置)

第9条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター[介護予防支援事業所])等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- 3 前2項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、身元引受人又は、利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項の他、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して、速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

- 2 下記、公的機関においても、申し出等ができます。

市町村介護保険窓口

尾張旭市 長寿課介護保険係 TEL: 0561-76-8144

瀬戸市 高齢者福祉課 TEL: 0561-88-2621

長久手市 福祉部長寿課 TEL: 0561-56-0613

守山区 福祉課介護保険係 TEL: 052-796-4557

名東区 福祉課介護保険係 TEL: 052-778-3097

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係

TEL: 052-971-4165

- 3 当施設は、第三者評価機関によるサービスの質の評価を受審しておりません。

(賠償責任)

第14条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設がその損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

以上、契約の締結を証するため、本書を2通作成し、利用者、当施設が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

利用者 住所

氏名

利用者の
身元引受人

住所
氏名

(利用者との続柄)

施設	住所	尾張旭市東印場町二反田 282 番地の 2
	施設名	介護老人保健施設 清風苑
	施設長	田中 稔彦

介護老人保健施設 清風苑 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人和光会が開設する介護老人保健施設 清風苑（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人 和光会 介護老人保健施設 清風苑
- (2) 開設年月日 平成4年4月13日
- (3) 所在地 愛知県尾張旭市東印場町二反田282番地の2
- (4) 電話番号 0561-52-6300 FAX 番号 0561-53-4575
- (5) 管理者名 田中 稔彦
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（2354580009号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 管理者 | 1 人 |
| (2) 医師 | 1.24 人以上 (常勤換算) |
| (3) 薬剤師 | 0.41 人以上 (常勤換算) |
| (4) 看護職員 | 12 人以上 (常勤換算) |
| (5) 介護職員 | 30 人以上 (常勤換算) |
| (6) 支援相談員 | 1.24 人以上 (常勤換算) |
| (7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1.24 人以上 (常勤換算) |
| (8) 管理栄養士又は栄養士 | 1 人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 2 人以上 |
| (10) 事務職員 | 1 人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は必要な事務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、124人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」においては、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された額を1日あたりの料金とする。

(身体の拘束等)

第 10 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 11 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めると共に、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、午前 10 時から午後 8 時までです。
- ・ 消灯時間は、午後 9 時です。
- ・ 外出・外泊は、3 階サービスステーションに届け出て下さい。
- ・ 飲酒・喫煙は、当施設内ではお断りします。
- ・ 火気の取扱いは、施設長及び防火管理者の許可を得た後、職員が立ち会います。
- ・ 設備・備品の利用は、大切に行ってください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、職員の指示に従ってください。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、ご本人でお願いします。紛失等の事故の責任は負いかねます。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、施設にご連絡ください。
- ・ 宗教活動は、禁止とします。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止とします。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とします。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止とします。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(各階 2 名配置)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、

協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 15 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人 和光会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 19 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 20 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人 和光会 介護老人保健施設 清風苑の全体会議において定めるものとする。

(虐待の防止等)

第 22 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

附 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 7 月 1 日改正

平成 29 年 9 月 1 日改正

平成 30 年 1 月 1 日改正

平成 30 年 6 月 5 日改正

平成 31 年 2 月 1 日改正

令和 1 年 7 月 1 日改正

令和 2 年 7 月 1 日改正

令和 3 年 7 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正